貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	株式会社ＫＯＯ企画 （法人番号１４５０００１０１１５２０） 代表者工藤保之	北海道千歳市里美１丁目１－９	本社営業所	北海道千歳市里美１丁目１－９	R5.03.22	処分日車数４０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条第１号　他１件	令和４年１２月１２日及び令和５年２月２８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）１２月点検整備の実施違反（旅客自動車運送事業運輸規則第４５条第１号）、（２）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第９５条）	4	4
2	壮瞥貨物運輸株式会社 （法人番号１４３００００１０５６３６９） 代表者毛利順一	北海道有珠郡壮瞥町字滝之町２８３番地７	本社営業所	北海道有珠郡壮瞥町字滝之町２８３番地８	R5.03.22	輸送施設の使用停止（６０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他２件	令和４年１２月１３日及び令和４年１２月２６日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（３）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）	6	6
	以下余白									